

【資料②-1】

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会について

1. 委員会の所掌事務について

本委員会では、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例（以下、「条例」という。）第2条第1項に基づき、次の事務を所掌します。

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に關し意見を述べること。
…新しい総合計画の素案を策定するにあたり、まちづくりの方向性に関する議論をいただく予定です。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に關し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に關し意見を述べること。

2. 委員の任期について

令和7年11月1日から令和9年3月末までの期間を予定しています。

3. 会議の参加方法について

本委員会への参加は、以下のいずれかを選択いただくことが可能です。

- (1) ご案内する会場にてご出席
- (2) オンラインでのご出席（Zoom等の会議ツールを使用）

※通信環境や機器の設定は、ご自身でご対応いただきますようお願いいたします。

4. 会議の公開について

条例第6条第4項に基づき、会議は原則公開で行われます（傍聴者が参加される場合があります。予めご了承ください）。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適当であると決したときは、公開しないことができます。

5. 会議録等の公表について

各回終了後、速やかに会議録を作成し、委員に確認をとった上で市ホームページにて公表します。あわせて、会議の様子を記録した写真も掲載する予定ですが、写りたくない方がいらっしゃる場合、配慮を心掛けますので事務局までお申し出ください。

6. その他留意事項

- (1) 会議資料は事前に配付いたしますので、内容をご確認のうえご参加ください。
- (2) 発言の際は、他の委員の意見を尊重し、建設的な対話にご協力ください。
- (3) 会議中の録音・録画はご遠慮いただいております（市が公式に記録します）。
- (4) SNSでの発信は控えるなど、会議内容の取扱いにはご注意ください。

7. 委員会スケジュールについて

宍粟市総合計画及び 地域創生戦略委員会スケジュール(案)

R7.9.24時点

開催日			内容等
令和 7 年 度	11月	6日	委嘱、諮詢、正副委員長の選出、総合計画・総合戦略の概要説明・各調査（アンケート・ワークショップ・中間検証）の結果概要報告、今後の委員会運営の説明 等
	12月	11日	総合計画骨子案の説明、序論及び基本構想（まちづくり課題・重要視点等）
	1月 2月	●	前回の結果報告 → 政策ごとの協議
	3月	●	前回の結果報告 → 戰略骨子案の説明、協議 → 政策ごとの協議
令和 8 年 度	4月	●	前回の結果報告 → 政策ごとの協議
	5月 6月	●	前回の結果報告 → 行革大綱案の説明、協議 → 政策ごとの協議
	7月	●	前回の結果報告 → 政策ごとの協議
	8月	●	前回の結果報告 → 計画・戦略の原案作成 答申（後日、正副委員長）
9月 10月			パブリックコメントの実施
11月	●	パブリックコメントを踏まえた内容の最終確認（素案決定） 第2次計画の進捗に関する報告	
12月		メール・書面等での確認に留める可能性あり	議案上程

9回

8. 委員会の進め方について

第2回以降の委員会では、事務局から示された計画（案）に関して、内容の説明をさせていただきます。その後、委員の皆さまにて協議（意見・質問等）をいただきます。なお、協議結果の反映等は、その次回の委員会にて確認（フィードバック）を行います。

【資料②-2】

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例

(設置)

第1条 宍粟市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく宍粟市地域創生総合戦略（以下「総合計画及び戦略」という。）の策定に関し総合的かつ専門的な審議及び計画的な推進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適当であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第7条 委員会にその所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整担当課及び地域創生担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。